

制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小浜市財務規則（平成3年小浜市規則第15号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、小浜市が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5および第167条の5の2の規定による入札に参加するものに必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「契約権者」とは、財務規則第2条第10号に規定する契約権者をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が130万円を超える工事および契約権者が特に制限付き一般競争入札によることが適当であると認める工事について実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急性を要する工事については、制限付き一般競争入札を実施しないものとする。

(入札公告の方法)

第4条 財務規則第97条の規定による公告（以下「公告」という。）は、原則として、小浜市公式ホームページまたは入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第5条 財務規則第97条第3項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の6および財務規則第97条第3項第4号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

ア 確認申請書等（第7条第1項において規定する確認申請書等をいう。以下この号および第3号において同じ。）を提出する時点において、建設工事等の請負契約にかかる競争入札参加者の資格等に関する規程（平成10年小浜市告示第27号。以下「告示」という。）に基づき、小浜市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者（次条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱に基

づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 確認申請等を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

カ 制限付き一般競争入札に付する工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。

キ 制限付き一般競争入札に付する工事に、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。

ク 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ケ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

コ その他入札参加資格審査委員会（第18条第1項の入札参加資格審査委員会をいう。）が必要であると認める資格を有する者であること。

(2) 財務規則第97条第3項第3号および第100条に掲げる入札保証金に関する事項

ア 財務規則第100条の規定による入札保証金の額

イ 財務規則第101条から第104条までの規定により入札保証金を納付させること。

(3) 財務規則第109条に掲げる無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札を無効とすること。

ア 財務規則第109条第1号から第9号までのいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからコまでに掲げる入札

参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

オ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

カ 第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

キ 第12条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者（提出を求められなかった場合を除く。）または提出された工事費内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(4) 財務規則第97条第3項第8号に掲げる電子入札に関する事項 電子入札を行う旨

(5) その他入札条件に関する事項

ア 財務規則第122条第1項に定める工事請負契約書の作成に関する事項

イ 財務規則第124条から第128条までに規定する契約保証金に関する事項

ウ 前払金、年割その他請負代金の支払に関する事項

エ 制限付き一般競争入札に付する工事に係る契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年小浜市条例第2号）第2条に規定する契約に該当する場合は、次に掲げる事項

(7) 落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、当該契約を本契約とみなすものとする。

(4) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者（共同企業体にあつては、その構成員のいずれか）が入札参加資格を取り消され、もしくは停止されている場合、または小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 入札執行者は、入札公告の日から入札書の受付を開始する日の前日まで、当該制限付き一般競争入札に係る工事の設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）を、公告において示した閲覧方法または入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

2 制限付き一般競争入札に参加しようとする有資格者は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、公告において示した閲覧方法または入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。

3 設計図書等を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札執行者が指定する日（最長で入札書の受付を開始する日の3日前（小浜市の休日を定める条例（平成元年小浜市条例第37号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。））までの間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。

- 4 前項の質問は、入札執行者に対し、ふくe-ねっと電子申請システムによる送信または質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。
- 5 入札執行者は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、ふくe-ねっと電子申請システムによる送信または書面により回答するとともに、当該質問および回答を入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。
- 6 前項の閲覧は、入札書の受付を開始する日の前日まで行うものとする。

(確認申請書等の提出等)

- 第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。
 - 3 確認申請書等の提出は、持参または福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行わなければならない。
 - 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（様式第2号）
 - (2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（様式第3号）
 - (3) 第5条第1項クに掲げる関係がないことを確認するために必要な資料（様式第3号の2）
 - (4) 第5条第1項ケを確認するために必要な資料（様式第3号の3）
 - (5) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において指定する書類
 - 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

- 第8条 契約権者は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。
- 2 契約権者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他の必要な指示を行うことができる。
 - 3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、入札参加資格審査委員会の議を経て行うものとする。
 - 4 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
 - 5 第1項の規定による通知（次条および第10条において「確認通知」という。）は、郵送または電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、契約権者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 契約権者は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 前項の回答は、入札参加資格審査委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が次条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けない。

(入札書の受付)

第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日および前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

- 2 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
 - (3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。
- 3 前2項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の実行)

第13条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく予定価格調書を開封し、開札を行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引き（電子くじを含む。）を実施して落札者を決定するものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。

(1) 低入札価格調査制度を適用する工事である場合

(2) 最低制限価格制度を適用する工事である場合

(3) 総合評価落札方式を適用する工事である場合

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、書面または電子入札システムを使用する方法により入札参加者に通知するものとする。

5 落札決定は、前項の規定による通知書が送致された時、または当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(再度の入札の実施)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。

2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。

4 入札執行者は、第2項または前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。

5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。

6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第16条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。

(1) 談合情報があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、入札執行者が公正な入札を維持することができないと認めた場合

(2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合

(3) 前条第6項の規定による不落随契を行わない場合

2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあつては、遅滞なく小浜市公式

ホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあっては、書面もしくは電子入札システムを使用する方法により入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を掲示板および入札情報システムを利用して一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者および落札決定の日を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効または失格とされた者がいるときは、入札を無効または失格としたことおよびその理由を表示するものとする。

(入札参加資格審査委員会)

第18条 次に掲げる事項を審議するため、小浜市建設工事請負業者指名選考委員会規定を準用し、入札参加資格審査委員会を設置するものとする。

(1) 入札参加資格の決定に関する事項

(2) 入札参加資格の確認に関する事項

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示および不服申立ての審査に関する事項

(4) 入札を適正に執行するために必要な事項

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については、前条の入札参加資格審査委員会の議を経て、契約権者が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。